

長 建 協 発 第 5 5 0 号  
平 成 2 6 年 2 月 2 7 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の  
改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物焼却施設の管理及び解体作業等につきましては、労働安全衛生規則第592号の2から第592条の7までの規程に基づき、労働者のダイオキシン類によるばく露防止措置が定められるとともに、労働安全衛生法第88条第4項に基づき、計画の届出の対象とされております。

また、これらに関して事業者が講ずべき基本的な措置については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年4月25日付け基発第401号の2）により定められているところであります。

しかしながら、近年、小型の焼却炉等を専用の処理施設に搬送し、付着物の除去と解体を行う『移動解体』を行うケースが増加していることから、厚生労働省では標記要綱の見直しのための専門家会議を開催し、『移動解体』を行う際の取り外し作業や運搬時のばく露防止、飛散防止等を追加する旨、同要綱が改正されました。

つきましては、同要綱の詳細について、別添のとおり入手いたしましたのでお知らせ申し上げます。